

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、地方公共団体における地方公共団体実行計画の策定及び計画内容の高度化等の促進を図るため、地球温暖化対策推進法の施行状況の実態を把握するものである。具体的には、地方公共団体実行計画の策定状況、計画策定上の課題、計画の推進体制、地球温暖化対策・施策の実施状況等の調査・分析を行い、その結果を地方公共団体等に活用可能な形で提供することを目的としている。

2. 調査の方法

地方公共団体実行計画の策定状況等を調査する方法として、アンケート形式による調査を行った。

調査の回答にあたっては、「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）」を使用した。LAPSSによる回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

調査の実施期間、調査票の配布・回収方法は以下のとおり。

- 実施期間

2022年12月1日から2023年1月31日まで

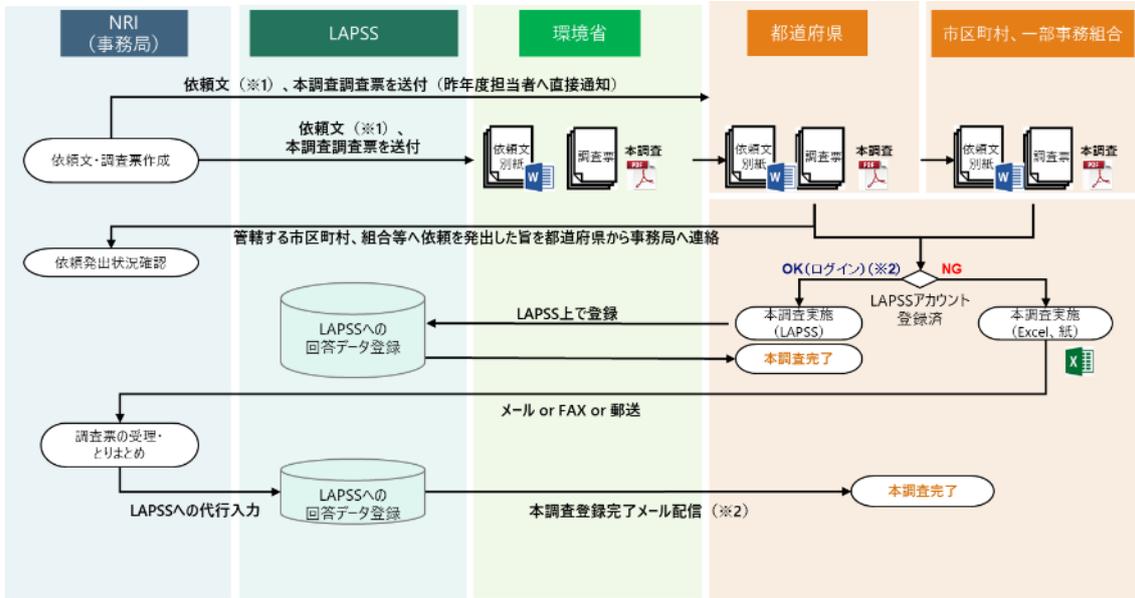
- 配布方法

環境省地方環境事務所を通して、地方公共団体へ依頼文・Microsoft Excel ファイル調査票等を配布した。市区町村及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）へは都道府県を経由して配布した。あわせて、調査回答前に入力いただいた各団体のメールアドレスに対し、調査事務局から各団体への調査開始通知も発出した。LAPSS を使用できない団体については、電子メール又は郵送による調査票の配布を行った。

- 回収方法

LAPSSにより回収した。LAPSSによる回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

図表 1 調査フロー



※1...依頼状の中で、今年度使用する各団体のLAPSSパスワードも通知

※2...LAPSSのログインIDを把握していない団体については、事務局に問い合わせてもらい、事務局から該当団体のID（メールアドレス）を通知

3. 調査対象

都道府県及び市区町村 1,788 団体及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）1,508 団体の合計 3,296 団体を調査の対象とした。

図表 2 都道府県及び市区町村の団体区分ごと対象団体数一覧

団体区分	対象団体数
都道府県	47
政令指定都市	20
中核市	62
施行時特例市	23
上記以外の市区町村 ¹	1,636
合計	1,788

地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）は、「全国地方公共団体コード」の「一部事務組合等コード」（令和4年12月1日現在）に記載されている1,508団体（同じ団体名称で「普通会計分」と「事業会計分」に分かれている団体については、一団体一回答とするため「事業会計分」を除いている。）を対象とした。

4. 調査内容

以下の5項目に関する設問を設定し、都道府県及び市区町村については次の①～⑤の5項目、地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）については次の①、②及び⑤の3項目について調査を行った。

- ① 基礎情報
- ② 事務事業に関する事項
- ③ 区域施策に関する事項
- ④ その他の地球温暖化対策に関する事項
- ⑤ 意見・要望

このため、基本的に①②⑤は全ての団体を対象としている一方、③④は都道府県及び市区町村のみを対象としている。ただし、設問の内容によっては、実行計画の策定団体のみを対象とするなど、設問に応じて母集団が異なっている点に

¹ 本報告書では、政令指定都市・中核市・施行時特例市の総体を指す場合には「施行時特例市より人口規模が大きい市」、政令指定都市・中核市・施行時特例市に該当しない市区町村の総体を指す場合には「施行時特例市より人口規模が小さい（未満の）市区町村」と表記している。なお、厳密には、中核市や施行時特例市には該当しないが、それと同等規模の団体も存在する点に留意する必要がある。また、市区町村を「基礎自治体」と表記している。

留意されたい。

5. 回答状況

施行状況調査では、調査対象 3,296 団体のうち 3,131 団体(回答率 95.0%)から回答を得た。都道府県及び市区町村については全 1,704 団体から回答を得た。うち、LAPSS による回答ができず、電子メール又は郵送により調査票を回収した団体数は 9 団体（電子メール：5 団体、郵送：4 団体）。

6. 分析結果についての留意点

- 本調査結果の図表は、回答数又は団体数の構成比及び割合（百分率）で表すこととした。
- なお、設問ごとに回答対象団体が異なる、もしくは記入漏れ等による未回答団体があるため、設問によって回答団体数が異なる点留意されたい。
- 構成比及び割合は、小数点第 2 位以下を四捨五入し、小数点第 1 位までの値で表記しているため、全ての値の合計が 100%にならないことがある。
- 人口規模については、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和 5 年 1 月 1 日現在）を参照した。

7. 本報告書の構成

本報告書（本編）では、「令和 4 年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」の全設問の調査結果を掲載している。本編では、事務事業編及び区域施策編の PDCA サイクルにおける取組、課題の実態やその他地球温暖化対策に関する取組実態に係る詳細について整理することを目的としており、第 2 章以降でその調査結果を掲載している。

なお、報告書（概要版）では、事務事業編及び区域施策編の PDCA サイクルにおける取組内容や各団体が抱える課題傾向を簡潔に整理し、今後必要となる支援策を検討することを目的に、特に「令和 4 年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」設問の中でも、PDCA サイクル推進のポイントとなる設問、また今後の政府支援策の検討に資する設問に係る調査結果概要を掲載している。各団体の取組及び PDCA サイクル推進における課題概要については概要版を参照されたい。

(1) 調査結果の PDCA サイクルに沿った分類

地方公共団体実行計画の事務事業編及び区域施策編は PDCA サイクルを基に推進されていることから、本調査の結果についても事務事業編と区域施策編に分け、それぞれを PDCA サイクルに沿った形で概要を示す。

図表 3 PDCA サイクルに沿った分類

	事務事業編	区域施策編
Plan	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定・改定状況 ・ 計画の公表状況 ・ 未策定又は未改定の理由 ・ 共同策定の検討状況 ・ 温室効果ガス総排出量設定目標と実績 ・ 政府実行計画に準じた措置の設定状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定・改定状況 ・ 計画の公表状況 ・ 未策定又は未改定の理由 ・ 共同策定の検討状況 ・ 区域の再エネ導入量の目標設定の状況 ・ 区域の温室効果ガス排出量、吸収量設定目標と実績 ・ 地域脱炭素化促進事業の検討状況（都道府県基準、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）
Do	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー（再エネ）／未利用エネルギー導入状況（太陽光発電設備導入・ポテンシャル、その他の再エネ設備導入） ・ 公共施設の ZEB 化の状況、 ・ 公用車の電動車の導入状況 ・ 再エネ由来電力メニューの調達状況 ・ グリーン購入、環境配慮契約等の取組状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域への再エネ・省エネ等の導入促進に係る取組状況 ・ 区域の住民参画に係る取組状況
Check・Act	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検の実施・公表状況 ・ 直近の進捗状況に係る評価 ・ 推進過程で困っていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検の実施・公表状況 ・ 進捗評価結果に係る評価 ・ 推進過程で困っていること

(2) その他地球温暖化対策に関する事項に関する分析

国際イニシアチブへの参加状況や地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況、ふるさと納税の返礼品としての地域再エネ活用に関する取組状況、気候変動適応に関する取組状況、地域循環共生圏について概要を記述する。

8. 調査結果サマリ

(1) 事務事業編

令和4年12月1日時点の実行計画（事務事業編）策定済団体は2,215団体。
（全体の67.2%）

※実行計画の期間経過団体も“策定済”団体としてカウント

※今年度調査で回答の無かった団体については、昨年度調査における回答結果を元に集計

図表 4 令和4年12月1日現在の実行計画（事務事業編）の策定状況

団体区分	策定済団体数	策定率	回答団体数
都道府県	47	100%	47
政令指定都市	20	100%	20
中核市	62	100%	62
施行時特例市	23	100%	23
その他人口10万人以上の市区町村	175	99.4%	176
人口3万人以上10万人未満の市区町村	478	98.4%	486
人口1万人以上3万人未満の市町村	410	90.1%	455
人口1万人未満の市町村	400	77.1%	519
その他市区町村計（政令指定都市、中核市、施行時特例市除く）	1,463	89.4%	1,636
計（地方公共団体の組合除く）	1,615	90.3%	1,788
地方公共団体の組合	600	39.8%	1,508
計	2,215	67.2%	3,296

また、実行計画（事務事業編）のPDCAサイクルに沿った調査結果サマリを以下に示す。

図表 5 調査結果サマリ（事務事業編）

策定・管理 プロセス	調査結果サマリ
Plan	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実行計画（事務事業編）策定済団体数は 2,215 団体（昨年度調査での 2,186 団体から 19 団体増加）。 ・ 未策定・未改定団体における主な課題は「人員不足」、「専門知識不足」となっており、これらに係る支援ニーズも高い。人員不足については、特に小規模団体において計画を策定・改定するための人員が不足しており、計画策定業務に手が回らない等の現状が想定され、雛型提供等による計画策定業務の簡素化支援、計画間で共通する要素の整理等が求められている。 ・ 小規模団体や組合においては、実行計画に関する知見を有する職員が不在で、実行計画策定に向けた基礎知識が不足していると想定され、また参考となる同規模団体の策定事例（や共同策定事例）にアクセスできない等の課題が確認されている。
Do	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業編に、政府実行計画に準じた措置を設定している団体は措置によるがほとんどが 1 割以下である。LED 照明の導入の目標設定率が最も高く、12.5%であった。 ・ 基礎自治体、管理している施設を有する組合のうち 55.8%の団体が、再エネ設備等の導入に取り組んでおり、昨年度調査の 43.5%から、12.3%増加した。 ・ 太陽光発電設備を設置している建築物におけるエネルギー設備容量は令和 4 年度時点で（予定も含む）760MW。 ・ 施設分類別にみると、庁舎等の行政施設や小中学校施設において太陽光発電設備の導入割合が高く、10%以上の建築物に太陽光発電設備が導入されている。 ・ ZEB の各種認証を取得済の団体数は令和 3 年度調査の 23 団体(25 施設)から 80 団体へと増加(建築物数ベースでは 115)。認証種別に見ると、ZEB Ready が 59 と最も多い。 ・ 一般公用車における「電動車」導入割合は 8.5%で、令和 3 年度調査の 7.2%から 1.3 ポイント増加した。主な内訳としてハイブリッド自動車 (HV) が 6.8%、電気自動車 (EV) が 1.3%、燃料電池自動車 (FCV) が 0.1%となっている。 ・ 公共施設において再エネ由来電力メニューによる電力調達を

策定・管理 プロセス	調査結果サマリ
	行っている団体の割合は 16.0%で、令和 3 年度調査結果の 11.9%より 4.1%増加。
Check/Act	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業編を策定済みの団体における事務事業編の実施状況について、毎年一回以上の点検を実施している団体は 59.1%。未点検団体も 28.5%確認される。また事務事業編を公表しているのは策定団体のうち 67.6%の団体である。 ・ 実行計画推進過程における課題は、「人員が不足している」、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している」、「財源が不足している」、「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる」、「最新の技術情報や知見が不足している」と続く。

(2) 区域施策編

令和4年12月1日時点の実行計画（区域施策編）策定済団体は607団体。（全体の33.9%）

※実行計画の期間経過団体も“策定済”団体としてカウント

※今年度調査で回答の無かった団体については、昨年度調査における回答結果を元に集計

図表 6 令和4年12月1日現在の実行計画（区域施策編）の策定状況

団体区分	策定済団体数	策定率	回答団体数
都道府県	47	100%	47
政令指定都市	20	100%	20
中核市	62	100%	62
施行時特例市	23	100%	23
その他人口10万人以上の市区町村	121	68.8%	176
人口3万人以上10万人未満の市区町村	187	38.5%	486
人口1万人以上3万人未満の市町村	81	17.8%	455
人口1万人未満の市町村	66	12.7%	519
その他市区町村計（政令指定都市、中核市、施行時特例市除く）	455	27.8%	1,636
計	607	33.9%	1,788

また、実行計画（区域施策編）のPDCAサイクルに沿った調査結果サマ리를以下に示す。

図表 7 調査結果サマリ (区域施策編)

策定・管理 プロセス	調査結果サマリ
Plan	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実行計画 (区域施策編) 策定済団体数は 607 団体 (昨年度 497 団体から 110 団体増)。 ・ 策定義務のない団体のうち、区域施策編を未策定・未改定の理由としては、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため」が最も多く、「他の部局・課室の協力が得られにくい」「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため」、「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため」、「対策・施策の実行におけるノウハウが不足しているため」、「地域の事業者と協力体制を作れていないため」と続く。
Do	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実行計画 (区域施策編) において再エネ導入量目標を設定している団体は 21.0%で、昨年度 17.8%より 3.2%増。 ・ 区域の再エネ等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに向けて実施している事業者向けの取組としては、「環境教育に係る取組」や「国民運動の推進」といった意識啓発に資する取組や、「設備設置のための自治体独自の補助金」や「EV/PHEV/FCV 導入に向けた協定締結」等が多く挙げられた。個人向けの取組としては、「設備設置のための自治体独自の補助金」や、「省エネ改修や省エネ機器導入のための補助制度」、「EV/PHEV/FCV 導入に向けた協定締結」等が確認される。再エネ導入・設置のための自治体独自の補助金制度の導入状況についてみると、事業者向けでは 221 団体 (令和 3 年度調査では 144 団体)、個人向けでは 591 団体 (同 302 団体) と導入団体が大きく増加している。 ・ 都道府県基準の設定が完了しているのは長野県、徳島県の 2 県で、策定に向けた検討を進めている都道府県は 29 団体。策定に向けた検討を開始できていない理由としては、「人員が不足している」と「環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報、域内の再エネポテンシャルに関する情報が不足している」が最も多く、「他の部局・課室の理解が得られにくい」、「地域住民の反対が予想され (既に起きており)、地域の合意形成ができない」が続く。 ・ 市町村において地域脱炭素化促進事業に関する事項を策定、または策定に向けた検討を実施している団体は 6.5%

策定・管理 プロセス	調査結果サマリ
	<p>(105/1,625 団体) に留まる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 促進区域の検討状況として、公有地・公共施設活用型を設定または検討している団体が最も多い。地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定に向けた課題は、「人員不足」「制度に関する知識不足」が最多である。続いて、「財源不足」「環境保全や再エネポテンシャル等に関する情報不足」が挙げられた。市町村における地域脱炭素化促進事業の検討内容としては、「地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を区域の住民・事業者に供給する取組」が最も多い。
Check/Act	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域施策編を策定済みの団体における温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握状況について、施行時特例市以上の大規模団体では95%以上が毎年一回以上の点検を実施しているが、小規模団体（人口3万人未満）では20%未満に留まる。 ・ 実行計画推進過程における課題を地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や人口10万人以上の大規模団体では「予算等の確保が難しいため」に加え、「地域の事業者との協力体制」に課題意識を有している。人口10万人未満の小規模団体では「人員の確保が難しいため」に加え、「専門知識が不足している」ことが障壁・課題となっている傾向にある。

第2章 施行状況調査詳細

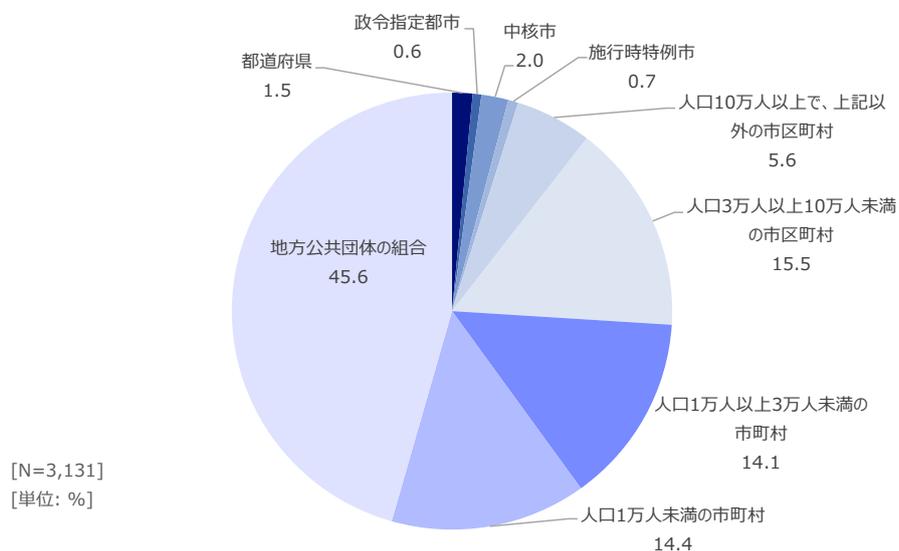
1. 基礎情報

(1) 団体区分 <Q0-1>

1) 地方公共団体の区分

本調査に回答した地方公共団体の構成は、都道府県・市区町村が 1,704 団体、地方公共団体の組合が 1,427 団体。

図表 8 地方公共団体の区分



	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合	合計
団体数	47	20	62	23	176	486	440	450	1,427	3,131
比率 (%)	1.5	0.6	2.0	0.7	5.6	15.5	14.1	14.4	45.6	

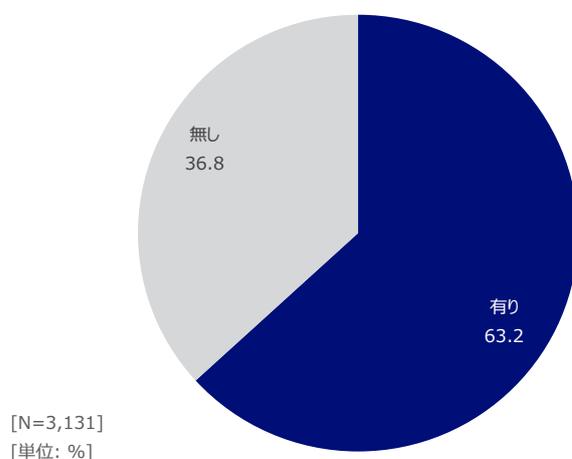
(2) 団体内の体制 <Q0-2>

1) 地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無 <Q0-2(1)>

回答団体全体では、地球温暖化対策を担当する部（局）課係が有る団体が全体の63.2%となっている（基礎自治体においては92.8%）。

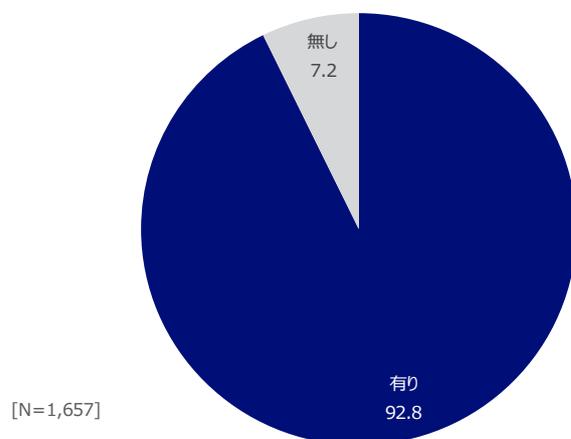
地方公共団体の区分別に見ると、地方公共団体の組合の72.3%、人口1万人未満の市町村の17.0%においては、地球温暖化対策を担当する部署が存在しない。

図表 9 地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無



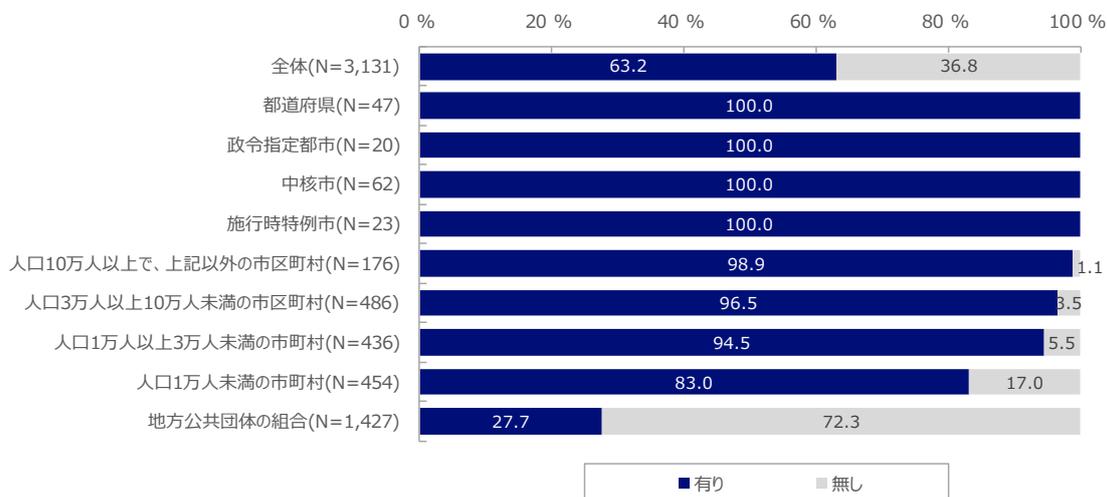
	有り	無し	合計
全体	1,979	1,152	3,131
比率 (%)	63.2	36.8	

図表 10 地球温暖化対策を担当する部（局）課系の有無【基礎自治体】



	有り	無し	合計
全体	1,537	120	1,657
比率 (%)	92.8	7.2	

図表 11 地球温暖化対策を担当する部（局）課系の有無【団体区分別】

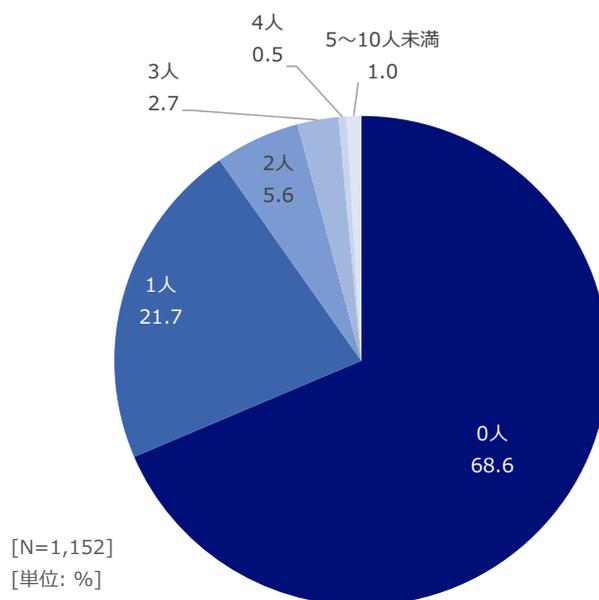


		有り	無し	合計
回答数	全体	1,979	1,152	3,131
	都道府県	47	0	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	62	0	62
	施行時特例市	23	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	174	2	176
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	469	17	486
	人口1万人以上3万人未満の市町村	412	24	436
	人口1万人未満の市町村	377	77	454
	地方公共団体の組合	395	1,032	1,427
比率 (%)	全体(N=3,131)	63.2	36.8	
	都道府県(N=47)	100.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=62)	100.0	0.0	
	施行時特例市(N=23)	100.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	98.9	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=486)	96.5	3.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=436)	94.5	5.5	
	人口1万人未満の市町村(N=454)	83.0	17.0	
	地方公共団体の組合(N=1,427)	27.7	72.3	

2) 地球温暖化対策を担当する職員数 <Q0-2(2)>

地球温暖化対策を担当する部（局）課係がない団体の中では、地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数が「0人」である団体が68.6%に上る。

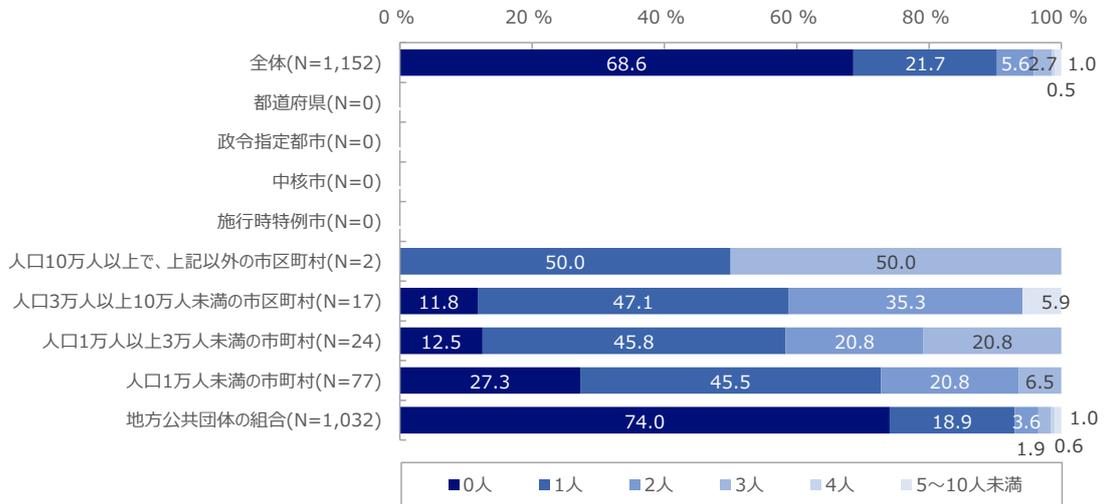
図表 12 地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数
<地球温暖化対策を担当する部（局）課係がない団体>



	0人	1人	2人	3人	4人	5~10人未満	合計
全体	790	250	64	31	6	11	1,152
比率	68.6	21.7	5.6	2.7	0.5	1.0	

地球温暖化対策を担当する部署がない団体の中では、人口の少ない団体・組合ほど人数が少ない傾向がある。特に組合において、地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数が「0人」の団体が74.0%に上る。

図表 13 地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数
 <地球温暖化対策を担当する部（局）課係がない団体>【団体区分別】



	0人	1人	2人	3人	4人	5~10人未満	合計
回答数							
全体	790	250	64	31	6	11	1,152
都道府県	0	0	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	0	0	0	0	0	0
中核市	0	0	0	0	0	0	0
施行時特例市	0	0	0	0	0	0	0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	1	0	1	0	0	2
人口3万人以上10万人未満の市区町村	2	8	6	0	0	1	17
人口1万人以上3万人未満の市町村	3	11	5	5	0	0	24
人口1万人未満の市町村	21	35	16	5	0	0	77
地方公共団体の組合	764	195	37	20	6	10	1,032
比率 (%)							
全体(N=1,152)	68.6	21.7	5.6	2.7	0.5	1.0	
都道府県(N=0)	-	-	-	-	-	-	
政令指定都市(N=0)	-	-	-	-	-	-	
中核市(N=0)	-	-	-	-	-	-	
施行時特例市(N=0)	-	-	-	-	-	-	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=2)	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=17)	11.8	47.1	35.3	0.0	0.0	5.9	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=24)	12.5	45.8	20.8	20.8	0.0	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=77)	27.3	45.5	20.8	6.5	0.0	0.0	
地方公共団体の組合(N=1,032)	74.0	18.9	3.6	1.9	0.6	1.0	

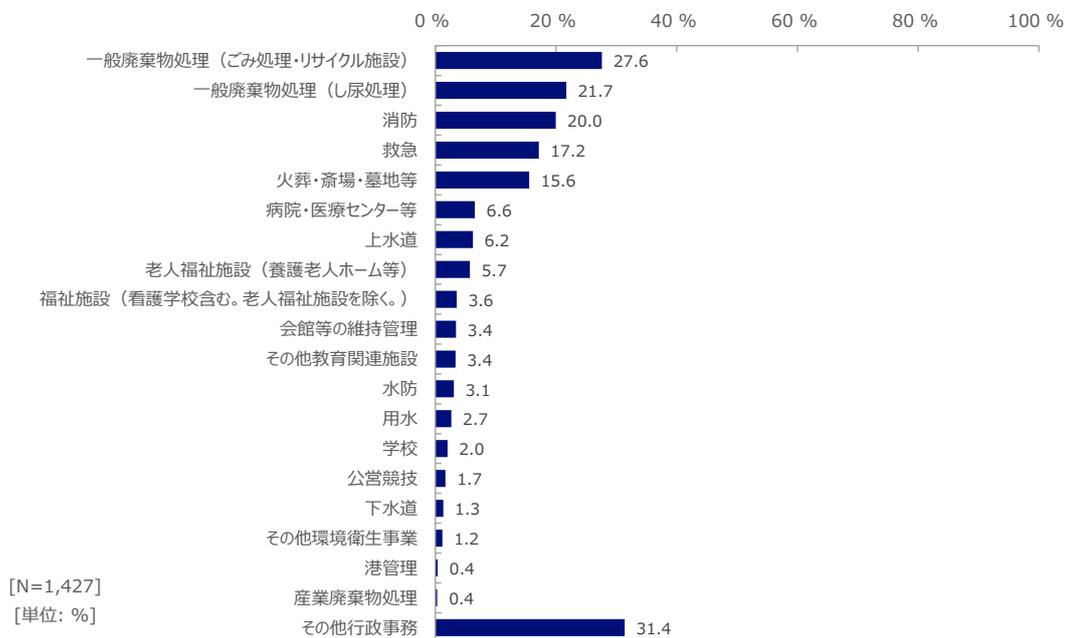
(3) 一部事務組合及び広域連合の事務内容<Q0-3>

1) 団体の事務内容

地方公共団体の組合における“団体の事務内容”は、「一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）」(27.6%)が最も高く、次いで「一般廃棄物処理（し尿処理）」(21.7%)、「消防」(20.0%)と続く。

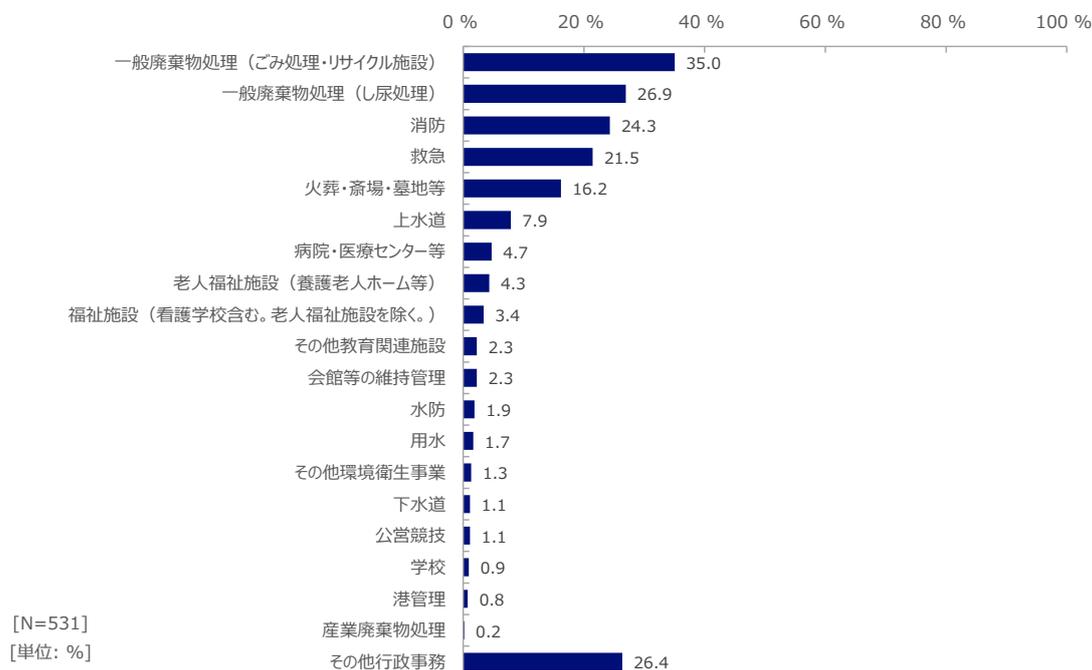
団体の事務内容のうち、“事務事業編の対象としている事務内容”は、「一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）」(35.0%)が最も高く、次いで「一般廃棄物処理（し尿処理）」(26.9%)、「消防」(24.3%)と続く。

図表 14 団体の事務内容



	一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）	一般廃棄物処理（し尿処理）	産業廃棄物処理	火葬・斎場・墓地等	その他環境衛生事業	上水道	下水道	用水	水防	消防	救急	病院・医療センター等	福祉施設（看護学校含む。老人福祉施設を除く。）	老人福祉施設（養護老人ホーム等）	学校	その他教育関連施設	公営競技	港管理	会館等の維持管理	その他行政事務	合計
全体	394	310	5	222	17	89	19	38	44	285	245	94	51	82	29	48	24	6	49	448	1,427
比率	27.6	21.7	0.4	15.6	1.2	6.2	1.3	2.7	3.1	20.0	17.2	6.6	3.6	5.7	2.0	3.4	1.7	0.4	3.4	31.4	

図表 15 事務事業編の対象としている事務内容

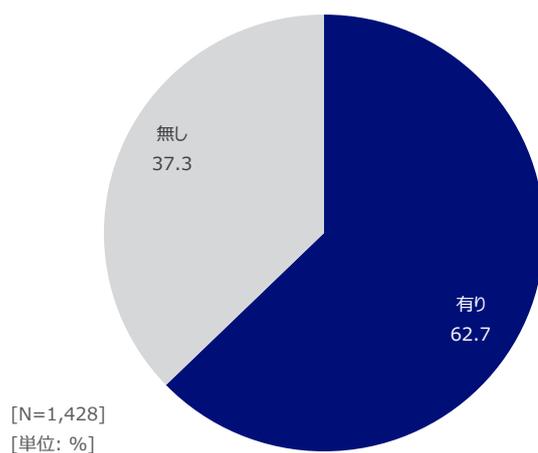


	一般廃棄物処理 (ごみ処理・リサイクル施設)	一般廃棄物処理 (し尿処理)	産業廃棄物処理	火葬・斎場・墓地等	その他環境衛生事業	上水道	下水道	用水	水防	消防	救急	病院・医療センター等	福祉施設 (看護学校含む。老人福祉施設を除く。)	老人福祉施設 (養護老人ホーム等)	学校	その他教育関連施設	公営競技	港管理	会館等の維持管理	その他行政事務	合計
全体	186	143	1	86	7	42	6	9	10	129	114	25	18	23	5	12	6	4	12	140	531
比率	35.0	26.9	0.2	16.2	1.3	7.9	1.1	1.7	1.9	24.3	21.5	4.7	3.4	4.3	0.9	2.3	1.1	0.8	2.3	26.4	

2) 団体が活動量を把握している施設の有無

地方公共団体の組合のうち、活動量を把握している施設がある団体は 62.7% である。

図表 16 団体が活動量を把握している施設の有無



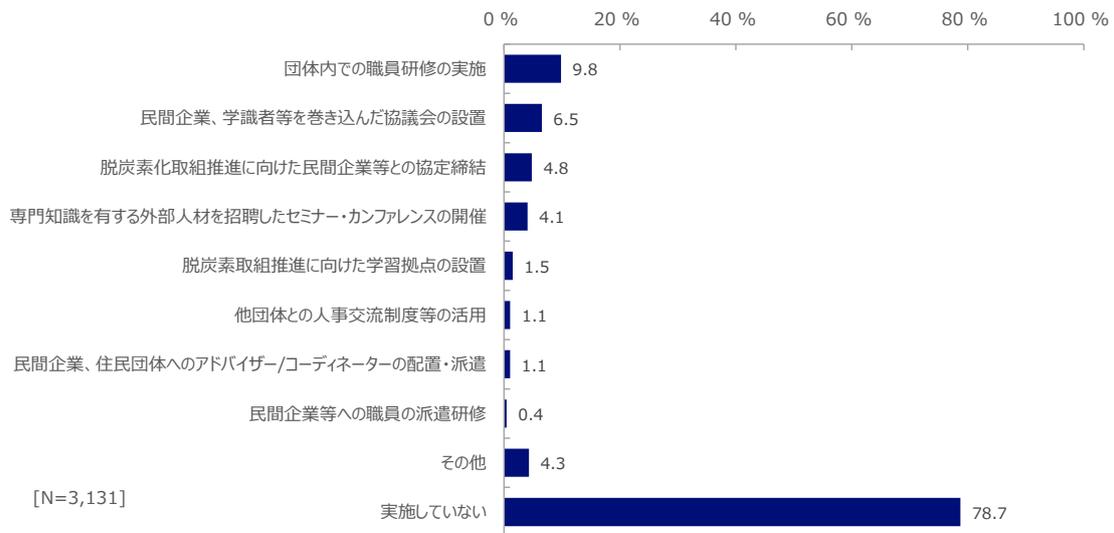
	有り	無し	合計
全体	896	532	1,428
比率 (%)	62.7	37.3	

(4) 脱炭素の人材確保・育成に向けた取組 <Q0-4>

1) 脱炭素化取組推進に向けた人材育成 <Q0-4(1)>

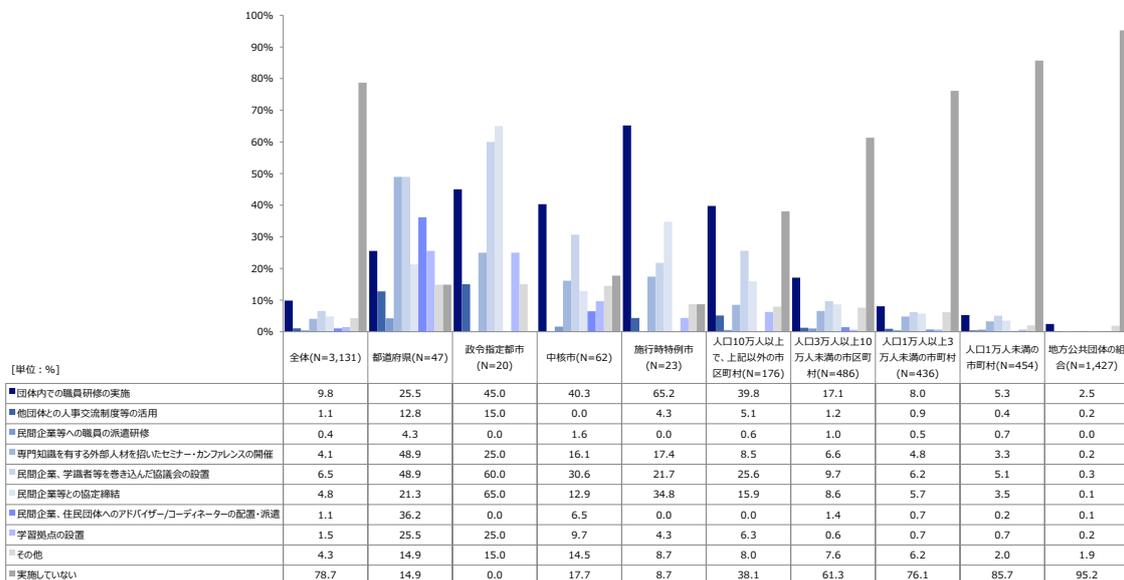
「団体内での職員研修の実施」(9.8%)が最も高く、次いで「民間企業、学識者等を巻き込んだ協議会の設置」(6.5%)、「脱炭素化取組推進に向けた民間企業等との協定締結」(4.8%)と続く。

図表 17 脱炭素化取組推進に向けた人材育成の取組状況



	団体内での職員研修の実施	他団体との人事交流制度等の活用	民間企業等への職員の派遣研修	専門知識を有する外部人材を招聘したセミナー・カンファレンスの開催	民間企業、学識者等を巻き込んだ協議会の設置	脱炭素化取組推進に向けた民間企業等との協定締結	民間企業、住民団体へのアドバイザー/コーディネーターの配置・派遣	脱炭素取組推進に向けた学習拠点の設置	その他	実施していない	合計
全体	308	34	14	128	205	151	33	47	135	2,465	3,131
比率	9.8	1.1	0.4	4.1	6.5	4.8	1.1	1.5	4.3	78.7	

図表 18 脱炭素化取組推進に向けた人材育成の取組状況【団体区分別】

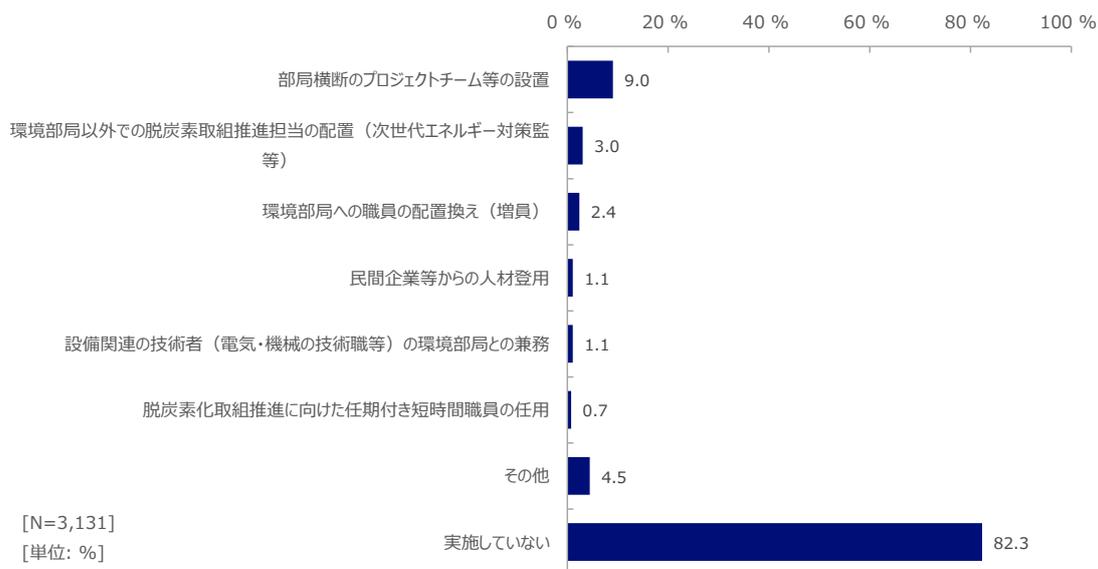


	団体内での職員研修の実施	他団体との人事交流制度等の活用	民間企業等への職員の派遣研修	専門知識を有する外部人材を招いたセミナー・カンファレンスの開催	民間企業、学識者等を巻き込んだ協議会の設置	民間企業等との協定締結	民間企業、住民団体へのアドバイザー・コーディネーターの配置・派遣	学習拠点的設置	その他	実施していない	合計
回答数	308	34	14	128	205	151	33	47	135	2,465	3,131
比率 (%)	9.8	1.1	0.4	4.1	6.5	4.8	1.1	1.5	4.3	78.7	
都道府県(N=47)	25.5	12.8	4.3	48.9	48.9	21.3	36.2	25.5	14.9	14.9	
政令指定都市(N=20)	45.0	15.0	0.0	25.0	60.0	65.0	0.0	25.0	15.0	0.0	
中核市(N=62)	40.3	0.0	1.6	16.1	30.6	12.9	6.5	9.7	14.5	17.7	
施行時特別市(N=23)	65.2	4.3	0.0	17.4	21.7	34.8	0.0	4.3	8.7	8.7	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	39.8	5.1	0.6	8.5	25.6	15.9	0.0	6.3	8.0	38.1	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=486)	17.1	1.2	1.0	6.6	9.7	8.6	1.4	0.6	7.6	61.3	
人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=436)	8.0	0.9	0.5	4.8	6.2	5.7	0.7	0.7	6.2	76.1	
人口1万人未満の市区町村(N=454)	5.3	0.4	0.7	3.3	5.1	3.5	0.2	0.7	2.0	85.7	
地方公共団体の組合(N=1,427)	2.5	0.2	0.0	0.2	0.3	0.1	0.1	0.2	1.9	95.2	

2) 団体内での推進体制の工夫 <Q0-4(2)>

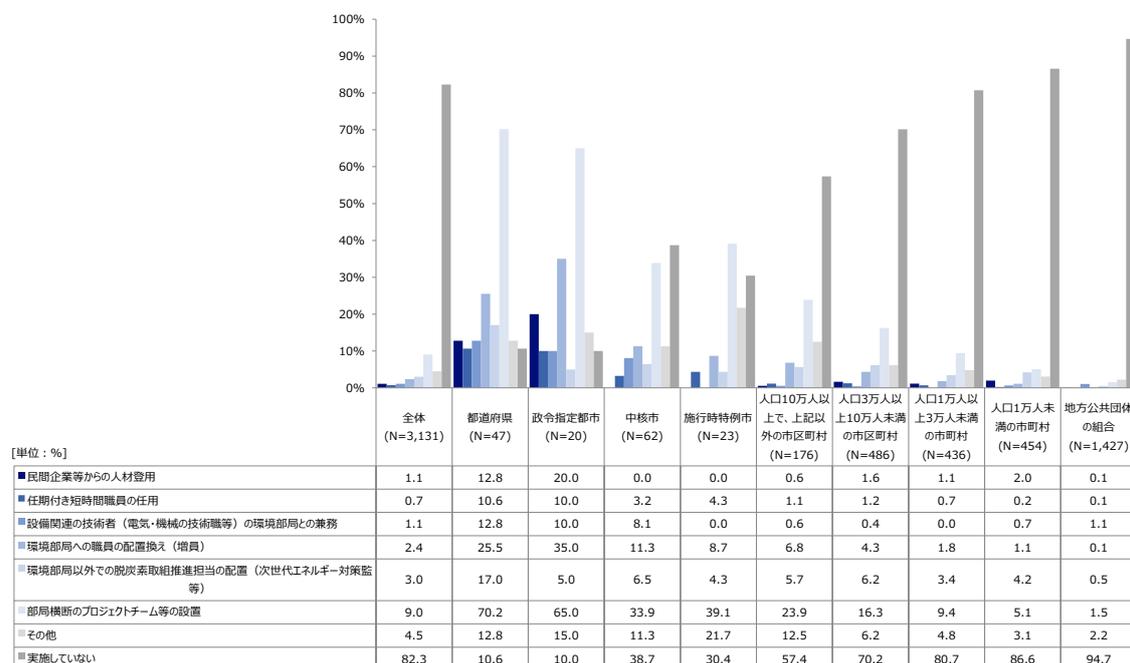
「部局横断のプロジェクトチーム等の設置」(9.0%)が最も高く、次いで「環境部局以外での脱炭素取組推進担当の配置(次世代エネルギー対策監等)」(3.0%)、「環境部局への職員の配置換え(増員)」(2.4%)と続く。

図表 19 団体内での推進体制の工夫



	民間企業等からの人材登用	脱炭素化取組推進に向けた任期付き短時間職員の任用	設備関連の技術者 (電気・機械の技術職等) の環境部局との兼務	環境部局への職員の配置換え (増員)	環境部局以外での脱炭素取組推進担当の配置 (次世代エネルギー対策監等)	部局横断のプロジェクトチーム等の設置	その他	実施していない	合計
全体	34	23	34	75	95	283	140	2,576	3,131
比率	1.1	0.7	1.1	2.4	3.0	9.0	4.5	82.3	

図表 20 団体内での推進体制の工夫【団体区分別】



	民間企業等からの人材登用	任期付き短時間職員の任用	設備関連の技術者（電気・機械の技術職等）の環境部局との兼務	環境部局への職員の配置換え（増員）	環境部局以外での脱炭素取組推進担当の配置（次世代エネルギー対策監等）	部局横断のプロジェクトチーム等の設置	その他	実施していない	合計
回答数									
全体	34	23	34	75	95	283	140	2,576	3,131
都道府県	6	5	6	12	8	33	6	5	47
政令指定都市	4	2	2	7	1	13	3	2	20
中核市	0	2	5	7	4	21	7	24	62
施行時特例市	0	1	0	2	1	9	5	7	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	2	1	12	10	42	22	101	176
人口3万人以上10万人未満の市区町村	8	6	2	21	30	79	30	341	486
人口1万人以上3万人未満の市町村	5	3	0	8	15	41	21	352	436
人口1万人未満の市町村	9	1	3	5	19	23	14	393	454
地方公共団体の組合	1	1	15	1	7	22	32	1,351	1,427
比率 (%)									
全体(N=3,131)	1.1	0.7	1.1	2.4	3.0	9.0	4.5	82.3	
都道府県(N=47)	12.8	10.6	12.8	25.5	17.0	70.2	12.8	10.6	
政令指定都市(N=20)	20.0	10.0	10.0	35.0	5.0	65.0	15.0	10.0	
中核市(N=62)	0.0	3.2	8.1	11.3	6.5	33.9	11.3	38.7	
施行時特例市(N=23)	0.0	4.3	0.0	8.7	4.3	39.1	21.7	30.4	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	0.6	1.1	0.6	6.8	5.7	23.9	12.5	57.4	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=486)	1.6	1.2	0.4	4.3	6.2	16.3	6.2	70.2	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=436)	1.1	0.7	0.0	1.8	3.4	9.4	4.8	80.7	
人口1万人未満の市町村(N=454)	2.0	0.2	0.7	1.1	4.2	5.1	3.1	86.6	
地方公共団体の組合(N=1,427)	0.1	0.1	1.1	0.1	0.5	1.5	2.2	94.7	